

天理市建築工事における週休 2 日促進工事試行における市場単価等の補正率

(1) 市場単価及び補正市場単価

市場単価と補正市場単価は、以下の表 A-2、表 E-2、表 M-2 及び表 K-2 の補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価×改修補正率
- ・補正市場単価×改修補正率

【解体（とりこわし）工事の場合】

- ・市場単価×補正率
- ・補正市場単価×補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) ロ. 基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

(2) 物価資料の掲載価格

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表 A-2、表 E-2、表 M-2 及び表 K-2 の補正率を用いた次の式により補正する。なお、物価資料とは建設物価、積算資料、建築施工単価、建築コスト情報等の刊行物をいう。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格×新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×改修補正率

【解体（とりこわし）工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格×補正率